

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	平成30年度 第2回 入間市廃棄物減量等推進審議会
開 催 日 時	平成31年3月14日(木) 午後1時30分 開会・午後3時00分 閉会
開 催 場 所	入間市リサイクルプラザ 2階研修室
議 長 氏 名	入間市廃棄物減量等推進審議会 会長 小林昌幸
出席委員(者)氏名	奥山重信 小野吉雄 釦持和夫 小林昌幸 三枝孝子 篠塚玲子 高山茂 多田ひとみ 手島吉紀 永井健一 沼井里恵 向野康宏 森谷秀一 山本有男
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職氏名	環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 栗原庸之 総合クリーンセンター(事務局) 主 幹 廣瀬光太郎 総合クリーンセンター(事務局) 副主幹 平井素明 総合クリーンセンター(事務局) 主 査 木戸康仁
会 議 次 第 (公 開)	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 入間市新最終処分場施設整備基本構想について(報告) (2) 今後のスケジュールについて 4 その他 5 閉会
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	なし
配 布 資 料	資料 入間市新最終処分場施設整備基本構想
事務局職員職氏名	環境経済部部長 長谷川功 環境経済部次長 西澤章 環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 栗原庸之 環境経済部副参事(清掃指導・ごみ減量推進担当) 水村章一 兼宮寺清掃センター所長 総合クリーンセンター(事務局) 主 幹 廣瀬光太郎 副主幹 齋藤政弘 副主幹 平井素明 主 査 木戸康仁
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 (2)

議 事 の 概 要 (経 過) ・ 決 定 事 項

○議題

(1) 入間市新最終処分場施設整備基本構想について (報告)

事務局より【資料】を用いて入間市新最終処分場施設整備基本構想について説明を行った。

(2) 今後のスケジュールについて

- ・ 次回の審議会の予定について説明をした。

新最終処分場施設整備について経過報告を行う旨説明した。

○その他

- ・ 入間市新最終処分場施設整備基本構想の市議会議員への配布について

以上

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
(水村副参事) 小林会長	1 開 会 (配布資料の確認を含む。) 2 会長あいさつ
(水村副参事)	それでは、これより会議に入らせていただきます。「入間市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第1項」の規定に基づき、会長が議長となります。
小林会長	本日の出席委員の人数は、14名です。よって、「入間市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第2項」の規定に基づき、委員の半数以上が出席していますので、会議は成立となります。
	続きまして、本日の会議録の署名について、議長のほかに1名以上ということですので名簿順で小野委員にお願いしたいと思います。異議ありませんか。
各委員	「異議なし」の声
小林会長	それでは次第3の議事に入ります。本日の議題は2点となっております。1点目としましては『入間市新最終処分場施設整備基本構想について』、2点目は『今後のスケジュールについて』となっております。はじめに議題(1)『入間市新最終処分場施設整備基本構想について』、事務局から説明をお願いします。
(廣瀬主幹)	それでは資料『入間市新最終処分場施設整備基本構想』に基づき事務局より説明させていただきます。 ※「資料」を使用し、以下の内容について要点説明を行う。 ①現在の最終処分場の役割と状況 ②新最終処分場に係るこれまでの経緯 ③基本構想の中身について ・最終処分廃棄物の推定 ・法的規制調査 ・地形、地質 ・環境への影響 ・構造形式 ・施設配置のゾーニング ・施設構成 ④概算事業費 ⑤運営主体の検討

発 言 者	発 言 内 容
	<p>⑥供用開始までのスケジュール</p>
小林会長	事務局からの説明について、ご質疑等ありましたらお願いします。
高山委員	冊子のP. 11の図9・10の写真について、真中から左右で色が違っていますが何か意味がありますか。
(廣瀬主幹)	特に意味はございません。原稿データの写真貼り付け・編集の関係でこのような表示になっております。
高山委員	新最終処分場候補地がA・B・C・Dとエリア分けされていますが、地区としてはすべて大字木蓮寺ですか。
(廣瀬主幹)	すべて大字木蓮寺になります。
山本委員	最近中国が廃プラスチックの輸入を禁止したという報道がされています。それによって、入間市でも廃プラスチックの資源としての処分量が減ってストックが増加しているということはないですか。そうである場合、破碎処理等を行うことによって最終処分場への埋立処分量が増加し、現最終処分場の埋立完了まで10年位との見込みが短縮されるおそれはありませんか。
(木戸主査)	中国の廃プラスチック輸入の禁止に伴う影響は、買取価格が多少下落している品目がありますが、入間市で収集・分別している品目につきましては、まずプラスチック・ビニール類ですが、こちらは容器包装リサイクル協会に引き取ってもらっているためストックは発生しておりません。ペットボトルにつきましても圧縮梱包し民間事業者に売却しているためストックはありません。主に不燃ごみに含まれる硬質プラスチックにつきましては、不燃ごみとして破碎処理され、破碎残渣の中に含まれることとなります。こちらにつきましても、以前から最終処分場に埋め立てをしておりますので、中国の影響は特にございません。
山本委員	増加しているということはありませんか。
(木戸主査)	増加しておりません。
森谷委員	基本構想について審議会で説明を受けていますが、審議会は何をするのでしょうか。基本構想をこの審議会で承認をするのか、それとも意見具申をするのでしょうか。承認行為となると内容が非常に多く、細部まで充分に理解できていないところがあります。この審議会における基本構想の位置づけを説明していただきたい。
(栗原所長)	承認をしていただくということではございません。審議会に諮問をし、答申をいただいた内容に基づいて基本構想をまとめましたので、基本構想がま

発 言 者	発 言 内 容
	<p>とまったということを審議会の委員の皆様にご説明させていただき、この基本構想に基づいて、さらに具体的な計画を作っていく方向です。例えばこの構想に書かれている内容に対して、審議会の委員の皆様からご意見をいただいた場合、具体的な計画を策定する段階で反映できるものは反映させていただこうということです。いずれにしましても、諮問・答申をいただいた内容です。最初に公式にご説明をさせていただき、記載された内容に対するご意見をいただいて、今後事業を進める参考にさせていただければということで今回説明をしております</p>
手島委員	<p>P. 79の表28「施設整備スケジュール（案）」と表29「供用開始までのスケジュール」の関係が良く分かりません。表28が終了してから表29が始まるのでしょうか。、</p>
(木戸主査)	<p>当初は表28のスケジュールだけを掲載したのですが、表28だけでは工事の完成、つまり供用の開始までの過程が明確でないことから、供用開始までの期間を表28のスケジュールに追加したかったのですが、表に収まらないため、別に表29として調査段階から供用開始までのスケジュールを表記しました。</p>
手島委員	<p>そうしますと、表29の四年度までの詳細が表28ということでしょうか。</p>
(木戸主査)	<p>そのとおりです。</p>
手島委員	<p>このスケジュール表の初年度はまだ始まっていませんか。</p>
(木戸主査)	<p>まだ始まっておりません。</p>
手島委員	<p>目標として、初年度はいつになりますか。</p>
(栗原所長)	<p>市の都合で、地元住民の方に説明をしていない段階で、何年度までにと決めることには問題があると思いますが、できるだけ早めの時期にと考えております。平成31年度中には地元の方に説明をしまして、ご意見を伺って、問題が無ければ平成32年度（2020年度）位には用地取得に関する予算交渉をしていきたいと考えています。</p>
手島委員	<p>平成32年度（2020年度）までには候補地がA・B・C・Dのどこが新最終処分場になるか決定するということでしょうか。</p>
(栗原所長)	<p>地元の方に説明をさせていただいて、用地の決定に問題が無いと了解をいただけるのであれば、そのような形なるべく早めに進めていきたいと考えております。</p>

発 言 者	発 言 内 容
手島委員	初年度から用地取得が始まっていますが、用地を決めないとスケジュールに入れないのではないのでしょうか。A・B・C・Dの4つの候補地から取得できそうな用地の見込みをつけるといったスケジュールに入る前段階の工程があるのではないのでしょうか。初年度から用地取得が入っていることに違和感があります。
(栗原所長)	スケジュールに入る前段階の工程が表には入っておりませんが、まだ地元の方への説明をしておりますので、具体的には記載できない段階です。施設整備の段階になったらこのような手順を踏むという内容です。
高山委員	金子地区の区長会としても、平成31年度位に用地についての説明があると考えていますが、木蓮寺の区長に対してもまだ説明をしていないわけですよ。平成31年度位にはある程度説明をしてもらえないと困ります。また、現在の埋立状況と今後の見通しについての説明も必要だと考えます。
小林会長	現段階で、この構想の内容について把握しているのは事務局とこの審議会だけで、外部には公表していないということでしょうか。
(栗原所長)	そのとおりです。構想について説明しましたのはこの審議会が初めてです。
高山委員	市議会にも説明するのでしょうか。
(栗原所長)	市議会にも説明いたします。議会の閉会日が3月19日(火)になりますので、18日(月)に各議員あてに資料を配布しまして、19日(火)には手元に届くようにする予定です。 地元への説明につきましては、平成31年度にまず金子地区の区長に説明させていただき、地元に対する説明の進め方、例えば、まずは木蓮寺の住民に説明してから金子地区の住民への説明を行うなどの手順も含めて調整させていただければと考えております。
森谷委員	P. 33の「各エリア内における配置概念図」について、A・B・C・Dの4エリアそれぞれに雨水流出抑制施設が表示されていますが、新最終処分場の雨水流出抑制施設が完成した後、現在の最終処分場にある処理施設は廃止されるのでしょうか、それとも併用されるのでしょうか。
(木戸主査)	現在の処分場の雨水流出抑制施設ですが、現在埋立地以外の部分につきましては、公園の中に雨水を浸透させるための井戸があります。また、今後現在の最終処分場の埋め立て完了後にも、現在の処分場の埋立地部分に降った雨水を処理する浸出水処理施設を設置する必要があります。

発 言 者	発 言 内 容
(栗原所長)	<p>今の説明の補足ですが、図の青い部分の雨水流出抑制施設と現在パターゴルフ場にある浸出水処理施設は別のものになります。雨水流出抑制施設は雨水を貯めて処理する施設であり、浸出水処理施設は埋立地内に降った雨水が浸出したものを処理する施設という違いがあり、処理の仕方も異なります。</p> <p>浸出水処理施設では、埋立地内の浸出水をそのまま放流することはできませんので、くみ上げてろ過をしてから放流しています。雨水流出抑制施設は、埋立地の外に降った雨水につきましては浄化処理をする必要はありませんが、先程説明しましたとおり、1ヘクタール以上の森林を伐採して開発する場合には、県の指導により雨水を貯めて浸透させる施設として設置する必要があります。</p> <p>新規に埋立処分場を開設した場合には、ご質問いただいたとおり、現在の最終処分場と新最終処分場の両方の埋立地から浸出した雨水をくみ上げて処理する浸出水処理施設を現在の施設とは別に共用施設として新規に設置する予定です。現在の施設は老朽化していることと、新最終処分場が完成しますと処理容量が足りなくなることから、新規に施設を設置する予定です。</p>
森谷委員	現時点では雨水流出抑制施設は無いのですか。
(栗原所長)	現在の最終処分場開設時には、県から指導はありませんでしたので、設置されておりません。
森谷委員	そうしますと、Dエリアに記載されている「浸出水処理施設」が新規に設置される施設になり、例えばAエリアが新最終処分場となった場合はAエリアに雨水流出抑制施設が設置されるという解釈でよろしいですか。
(栗原所長)	そのとおりです。Dエリアは先程説明しましたとおり、最終処分場用地としては面積が足りませんので処分場としては使用できませんが、浸出水処理施設として使用可能という意味で記載されています。雨水流出抑制施設は新最終処分場が開設されたエリアに必要という意味で示されています。
(長谷川部長)	理解しやすく説明しますと、A・B・Cエリアは現在林となっています。そこに雨が降ると林に雨水が浸透していきます。林の部分に最終処分場を造りますと、開発行為になりますから森林が無くなってしまいます。本来林に降るはずだった雨水をどうするかという観点から、森林法の規定で雨水流出抑制施設の設置が義務付けられています。そのため設置するということです。
向野委員	事業運営の主体についてですが、他の自治体ではどのような方式を採用し

発 言 者	発 言 内 容
(栗原所長)	<p>ているのでしょうか。</p> <p>この構想では、事業運営の形式として可能性のあるものを示していますが、他の自治体では自治体が直接造成し直営しています。民間業者は最終処分場の事業運営は採算に合わない判断しているようです。ただし、新最終処分場の開設はまだ先のことで、公共施設の運営委託も増えていることから検討する必要があると考えております。</p>
剣持委員	<p>先程の質問の続きですが、例えばAエリアの新最終処分場に決まるとしますと、その隣接地に雨水流出抑制施設を設けるということですが、新最終処分場が稼働し始めたら雨水流出抑制施設は設置の必要が無くなりますか。稼働し始めたら処分場内の雨水を浸出水処理施設で処理するのであれば、雨水流出抑制施設はどこに降った雨水の流出を抑制する施設なのでしょうか。</p>
(栗原所長)	<p>仮に用地全てが埋立地で浸出水処理施設があったとしても、森林法の規定では森林を伐採する場合には雨水流出抑制施設を設置しなければなりません。雨水流出抑制施設と浸出水処理施設は類似の施設であると考えますが、森林を伐採し雨が浸透する土地が失われるから雨水流出抑制施設そのものを設置する必要があるとのこと。</p>
剣持委員	<p>そうしますと、雨水流出抑制施設はどこに降った雨水を処理する施設なのでしょうか。</p>
(栗原所長)	<p>埋立地以外の用地も用意して雨水流出抑制施設を設置する必要があるとの規定であると思われます。具体的には県との今後の協議になりますが、通常は森林法で設置の必要があるという規定がありますので、設置を前提とした検討をしましたが、埋立地及び施設の場所・配置・規模が具体的に決まった段階の協議の場で、県からどのような指導があるかという点については見込みがつかない状況です。そのため、あくまでも法律上の規定を記載したものになります。法律上の規制がありますので、設置の有無が確定する前は雨水流出抑制施設を設置する前提で用地・建設費を考慮する必要があります。現在はあくまで構想の段階ですので、それらも合算した上で概算の事業費を算出する必要があります。</p> <p>具体的に用地が決まって、新最終処分場にどのような施設を設置するかオープン型であるかクローズド型であるかによっても対応が変わってくると予想されます。施設の概要が具体的に決まり、県と調整をしていく過程で設置の有無が決まっていくと考えます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
剣持委員 (栗原所長)	<p>土地の取得についてですが、どこの土地を取得できるか見込みがつかないと具体的な施設整備が進まないわけですが、土地の取得ができない可能性も0では無いわけですよ。その前段階で手間暇をかけるのはいかがなものかと思います。土地取得の優先順位はかなり高く、優先して行動すべき事項であると考えますがいかがでしょうか。</p>
剣持委員 (栗原所長)	<p>そうしますと、その候補地ありきで地権者の意向を聞かなければいけません。地元の方に新最終処分場をどこに設置するかについて同意を得られていない段階で、土地を売却してもらえないか地権者に意向を聞くなどの行動をするのは、地元への説明の順番として不適切であると考えます。</p>
剣持委員 (栗原所長)	<p>住民への説明会も含めて用地取得についても迅速に動けるようにしなければいけないと考えます。交渉が流れるたびに構想などの資料を作り直すのであれば、それは予算の無駄遣いであると考えます。</p>
剣持委員 (栗原所長)	<p>ご指摘のとおりです。用地の選定につきましては、地元の合意と土地所有者の承諾をいただき、用地取得の目途が立つまでは追加で予算を支出する予定はありません。新最終処分場の場所が決まってから基本計画の予算を要求する予定です。</p>
剣持委員 (栗原所長)	<p>P. 3の表1に最終処分場の埋立実績がありますが、埋立実績と最終処分量は何が違うのでしょうか。</p>
剣持委員 (栗原所長)	<p>埋立実績につきましては、毎年何トン分の埋立てがあったという実績です。最終処分量につきましては、内容は同じですが、重量あたりの処分量を立方メートルに換算したものですので、重量である処分量と容量である処分量との違いがあります。</p>
剣持委員 (栗原所長)	<p>そうしますと、表1の埋立実績は重量表示ですので、埋立実績では無いのではないのでしょうか。</p>
手島委員 (木戸主査)	<p>最終処分量を容量ベースで換算しましたのがP. 9の表になりますが、埋立実績を容量換算して今後の埋め立てに必要な容量を算出し、今後15年間で54,000立方メートルが必要になると予測されます。</p>
手島委員 (木戸主査)	<p>飛灰固化物は、写真ではペレット状のかたまりになっていますが年数が経過するとつぶれないのでしょうか。</p>
手島委員 (木戸主査)	<p>埋め立ての際につぶれることはあります。</p>
手島委員	<p>つぶれるということは容積が減るということですよ。細かくつぶれば計算上の容積から10から20パーセント減少するのではないですか。その</p>

発 言 者	発 言 内 容
(栗原所長)	分現最終処分場の埋め立て完了までの期間が延びるということはないでしょうか。 重量を埋立容量に換算する際に容積減少分は考慮されています。また、つぶれることによる容量減少よりも再資源化による最終処分量の減少の影響が大きいです。民間事業者に処分量を払って飛灰を再資源化していますが、再資源化の予算が増額されれば最終処分量もその分減少します。
手島委員 (栗原所長)	そうしますと、埋立完了までの期間が延びるのではないのでしょうか。 埋立完了までの期間につきましては時点修正します。構想策定にあたり実際の空間がどれだけあるか残余容量の測量もしておりますので、ある程度の期間が経過したら、残余容量の測量を再度行い、時点修正することになります。
永井委員	Bエリアに決まった場合、青梅市と隣接するため自治体間の調整が必要になる可能性があると思いますが、どのような調整が必要になりそうなのでしょうか。
(栗原所長)	必要となる調整内容につきましてはこれから調査するところですが、青梅市との境界の隣接地になりますので、青梅市からの要望等があるのではないかと予測しているところです
永井委員	その調整は地権者との交渉より難しいものなのでしょうか。
(栗原所長)	用地は入間市内にあるため、隣接自治体との調整について法律上の規制は無いと思いますが、隣接自治体としての要望はあると予測されます。用地の隣接部分に緩衝帯として林を残す等の対応が必要になる可能性はあります。
山本委員	東京都との調整は必要になりますか。
(栗原所長)	東京都との調整内容につきましてもこれから調査する必要がありますが、東京都として要望があるかという点につきましては確認する必要があります。
沼井委員	AからDの候補地の用地取得について、可能性の高いところ、低いところがあると考えますが、どのような候補地から交渉に入るのでしょうか。また、Bエリアの場合青梅市の住民への説明はどうするのでしょうか
(栗原所長)	候補地によって建設費がかなり変わりますので、建設費が低額な候補地から交渉します。Bエリアになった場合の青梅市住民への説明につきましては、必須ではありませんが、青梅市との協議の段階で青梅市住民への説明の要望が出ることは考えられます。

発 言 者	発 言 内 容
小林会長	ほかにご質問等がありますか。質問が無いようでしたら、審議会としましては了承ということでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
小林会長	それでは、議題（１）『入間市新最終処分場施設整備基本構想について』につきましては了承とします。
(平井副主幹)	続きまして、議題（２）『今後のスケジュール』について事務局から説明をお願いします。
(平井副主幹)	次回、平成３１年度第１回の審議会の日程につきましては、平成３１年（２０１９年）１１月を予定しております。議題につきましては、『新最終処分場施設整備に関する経過報告』と『平成３０年度ごみ減量・資源化に関する行動結果報告書について』を予定しております。
小林会長	ご質問等がありますか。
各委員	(意見なし)
小林会長	特に無いようでしたら、以上で全審議事項について終了とし、議長の座を降ろさせていただきます。
(水村副参事)	続きまして、次第４『その他』に移らせていただきます。『入間市新最終処分場施設整備基本構想』について事務局より説明いたします。
(廣瀬主幹)	市議会への『入間市新最終処分場施設整備基本構想』の配布についてですが、本日答申をいただいた委員の皆様への報告が終わりましたので、３月１８日（月）に市議会に冊子を配布する予定でおります。
(水村副参事)	委員の皆様からご質問等はございますか。
各委員	(意見なし)
(水村副参事)	これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。
議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。	
平成 年 月 日	
議 長 の 署 名 _____	
議長が指名した者の署名 _____	

